

告 示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場出入口1は、東平（北）交差点と近いため安全に十分に配慮するようお願いいたします。

(2) 開店後に交通安全対策が必要になった場合は、真摯に対応するようお願いいたします。

(3) 荷さばき場や室外機、自動車走行騒音等による騒音、振動の苦情があった場合は、真摯に対応するようお願いいたします。

(4) 廃棄物保管庫、荷置場等で強風等による荷物等の散乱に注意するようお願いいたします。

(5) 店舗から排出される事業系廃棄物は市で収集できないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するようお願いいたします。

二 縦覧期間

令和元年六月四日から令和元年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所